

平成 23 年 3 月 29 日

各 位

碧海信用金庫

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫の お客さまに対する預金の代理払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

このたびの震災や原発事故に伴い、被災地域の住民の皆さまが被災地域から全国各地に避難されており、避難先における預金の払出しに苦慮されるケースが増えつつあります。

こうした事態に鑑み、被災により一時的にお住まいの地域を離れている信用金庫のお客さまの預金の払出しにつきまして、全国の信用金庫の窓口で対応させていただくこととしておりますが、当金庫におきましては、平成 23 年 3 月 29 日（火）より、預金の払出しを行います。

皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

次の信用金庫に普通預金または貯蓄預金をお持ちの個人のお客さま

- ・宮古信用金庫
- ・石巻信用金庫
- ・気仙沼信用金庫
- ・ひまわり信用金庫
- ・あぶくま信用金庫

2. 当金庫のお取扱開始日

平成 23 年 3 月 29 日（火）より

3. 払出限度額

1 口座について、1 日 1 回残高の範囲内でかつ 10 万円以内

4. 窓口の手続き

当金庫の窓口にて、所定の書類に必要事項を記入していただきます。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認させていただいたうえ、限度額の範囲内での預金の払出しに対応させていただきます。窓口にお越しの際には、ご本人さまであることを確認できる書類をご持参ください。

5. 本人確認書類

- ・運転免許証 ・パスポート ・各種年金手帳 ・各種福祉手帳
- ・各種健康保険証 ・外国人登録証明書

以 上